

報道関係者各位
2014年10月31日

TSX/NYSE/PSE: MFC

SEHK: 945

マニユライフ生命 『未来につなげる終身保険』を営業・代理店チャネルにて販売開始

～増やしてのこせる、払い込んだ保険料を上回る保障が一生継続く一時払終身保険～

マニユライフ生命保険株式会社(代表執行役社長兼 CEO: ギャビン・ロビンソン、本社: 東京都調布市、以下「マニユライフ生命」)は、2014年11月4日より、通貨選択型一時払終身保険(ペットネーム: 『未来につなげる終身保険』)をマニユライフ生命のプランライト・アドバイザー(自社営業職員)、および一般代理店を通じて販売いたします。

『未来につなげる終身保険』は、少しでも多くの資産を安心してご家族にのこしたいというお客さまの相続ニーズにお応えするために開発した、一時払終身保険です。死亡・高度障害の場合にお支払いする保険金額は、払い込んだ保険料を契約時から上回ります。選択いただいた通貨に応じた積立利率で運用するため、魅力的な金利の通貨をお選びいただくことで、より高い死亡保障が得られます。既に外貨をお持ちの方には、それを保険料のお払込みにご活用いただくこともできます。契約日の積立利率を終身にわたって適用し、死亡・高度障害の保険金額を一生保証する、シンプルで分かりやすい内容の商品です。

『未来につなげる終身保険』の特徴 (別紙参照)

1. のこすために活用できる保険

- 死亡・高度障害の場合のお支払いの基準となる基本保険金額^{*1}として、契約当初から一時払保険料を上回る金額が、一生にわたって保証されます。
- 終身にわたって契約日の積立利率^{*2}が適用されます。
- 契約通貨は、米ドル、豪ドルまたは円のいずれかから選択できます。
- 契約通貨が米ドルまたは豪ドルの場合、保険料を多彩な通貨(円、米ドル、豪ドル、ユーロ、ニュージーランドドルの5種類の通貨)から選択してお払い込みいただけますので、既にお持ちの外貨もご活用いただけます。

2. 簡単な告知方法

- わかりやすい2段階の簡単な告知^{*3}でお申し込みいただけます。

3. 健康相談等の付帯サービス

- マニユライフ生命の業務提携先であるティーベック株式会社が提供する付帯サービス『こころとからだの健康サポート メディカルリリーフ』^{*4}をご利用いただけます。日常の病気やケガに対するご相談や、日本を代表する医師(総合相談医)によるセカンドオピニオンのサービスがご利用いただけます。



- * 1 一時払保険料や契約日の積立利率、被保険者の契約年齢および性別等に基づいて、マニユライフ生命の定める方法で計算されます。
- * 2 積立利率は、マニユライフ生命の定める所定の指標金利に基づき、原則として毎月 2 回(1 日と 16 日)設定され、契約日に設定されている積立利率が終身にわたって適用されます。
- * 3 告知項目にすべて当てはまらない場合でも、職業・体格等によっては、お引き受けできないことや特別な条件をつけてお引き受けすることがあります。基本保険金額と一時払保険料の差額が告知書扱の加入限度額を超える場合は、医師による診査や健康診断書のご提出および専用の告知書による告知が必要になります。
- * 4 ティーベック株式会社の主力サービスである「ドクターオドクターズネットワーク」であり、マニユライフ生命では専用のサービス名称『こころとからだの健康サポート メディカルリリーフ』として提供しています。

マニユライフについて

マニユライフ生命は、マニユライフ・ファイナンシャル(マニユライフ)のグループ企業です。

マニユライフは、カナダに本拠を置く大手金融サービスグループです。主にカナダ、米国、アジアを中心に事業を展開し、カナダおよびアジア地域ではマニユライフとして、米国においてはジョン・ハンコックのブランドで事業を行っています。マニユライフは、お客様からの信頼と信用に支えられ、力強さに満ち、明日を切りひらく企業として、お客様のニーズにあったファイナンシャル・ソリューションを提供しています。また、職員、エージェンต์および販売パートナーの国際的なネットワークを通じて、数多くのお客さまに経済的保障や資産運用・形成のための商品・サービスをご提供し、機関投資家のお客さまには、資産運用サービスもご提供しています。

マニユライフ及びその子会社の管理運用資産は、2014 年 6 月 30 日現在およそ 6,370 億カナダドル(5,970 億米ドル)です。トロント証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびフィリピン証券取引所においては「MFC」の銘柄コードで、また、香港証券取引所では「945」で取引されています。詳細はウェブサイト(www.manulife.com)をご覧ください。

本件に関するお問い合わせ先

マニユライフ生命保険株式会社(www.manulife.co.jp)

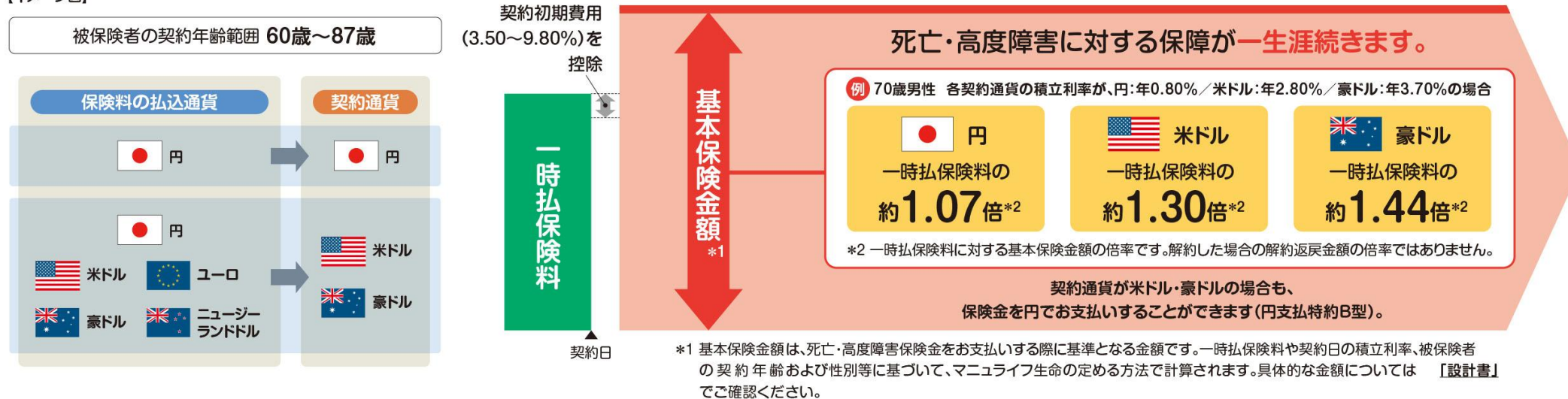
広報担当 高橋美菜

電話: 042-442-7775



<別紙 1>

【イメージ図】



● 契約通貨が米ドル・豪ドルの場合、為替リスクがありますので、保険金等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、契約時にお払い込みいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

● この保険は、契約初期費用が控除されます。また、市場価格調整適用期間*3中に解約した場合、市場価格調整が適用されるため、解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性があります。

*3 契約日からその日を含めて20年を経過する日または被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日までのいずれか短い期間

この保険にかかる費用は、契約初期費用および保険関係費の合計額となります。そのほか、契約通貨として外貨を選択されたときは、外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用がかかる場合があります。

契約初期費用

- 契約日に一時払保険料から契約初期費用が控除されます。契約初期費用は、契約年齢*および契約通貨に応じた下表の割合を一時払保険料に乗じた金額となります。

目的	契約年齢*	契約通貨		
		円	米ドル	豪ドル
保険契約の締結に必要な費用	70歳以下	4.00%	9.80%	9.80%
	71歳～79歳	3.75%	9.50%	9.50%
	80歳以上	3.50%	8.90%	8.90%

* 年増法による特別な条件をつけてご契約を引き受けする場合は、被保険者の契約年齢に年増年数を加えた年齢とします。

保険関係費

- 保険契約の維持等に必要な費用

積立利率を設定する際に保険契約の維持等に必要な費用をあらかじめ差し引きます。

- 死亡保障および高度障害保障に必要な費用

積立金の計算に際して死亡保障および高度障害保障に必要な費用を控除します。

※ 保険関係費は、契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。

契約通貨が米ドル・豪ドルの場合

外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

- 一時払保険料を外貨でお支払いいただく際には、取扱金融機関への振込手数料をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 保険金等を外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 次の①の場合、保険料の払込通貨を下表の為替レートをを用いて契約通貨に変更しますので費用が発生します。なお、保険料の払込通貨の対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。
また、②および③の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

- ①「保険料米ドル入金特約B型」等を付加し、一時払保険料を契約通貨と異なる外貨でお支払いいただく場合
- ②「保険料円入金特約B型」を付加し、一時払保険料を円でお支払いいただく場合
- ③「円支払特約B型」を付加し、保険金等を円でお支払いする場合

* 対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニユライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
① 「保険料米ドル入金特約B型」等の為替レート	(契約通貨のTTM) ÷ (保険料の払込通貨のTTM - 50銭)	
② 「保険料円入金特約B型」の為替レート	契約通貨のTTM + 50銭	
③ 「円支払特約B型」の為替レート	契約通貨のTTM - 1銭	契約通貨のTTM - 3銭

※平成26年11月現在。外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

この保険にはリスクがあります

■解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性について

この保険は、契約時に一時払保険料から契約初期費用が控除され、また、市場価格調整適用期間中は解約返戻金額に市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を反映させます(市場価格調整)。したがって、**解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

契約通貨が米ドル・豪ドルの場合

■為替リスクについて

契約通貨として外貨を選択されたときは、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と保険金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、**保険金等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、契約時にお支払いいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。